第10回食料・農業・農村政策審議会議事録

日時:平成17年3月9日(水) 15:00~15:49

場所:農林水産省7階講堂

八木会長 ただいまから第10回食料・農業・農村政策審議会を開催いた します。

なお、本日は江頭委員、大庭委員、古賀委員、平野委員、日和佐委員、立 花専門委員及び虫明専門委員が所用によりご欠席となっておられます。

本審議会は公開されており、一般公募によって86名の方から傍聴の申し込みがあり、本日お見えになっております。

また、資料、議事録等につきましてはすべて公開することになっております。よろしくお願いいたします。

本日は島村農林水産大臣にご出席いただく予定でしたが、国会審議の関係 で遅れて来られるとのことです。島村大臣に代わりまして岩永副大臣からご あいさつをお願いいたします。

岩永副大臣 ただいま会長からお話がございましたように、参議院の予算委員会が開かれておりまして、島村大臣はそちらのほうに出席をいたしております。追っかけこちらのほうに駆けつけてくるだろうと思いますが、大臣に代わりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

第10回の食料・農業・農村政策審議会の開催に当たりまして、ごあいさつ を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末の多忙の中ご参集を賜り、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

一昨年12月、本審議会に対しまして、食料・農業・農村基本計画の見直しについて検討をお願いいたしましたところ、企画部会において昨年1月から精力的にご議論をいただいてまいったところでございます。本日の審議会で先日企画部会でご了承をいただきました基本計画(案)についてご審議をいただくわけでございます。

食料・農業・農村基本計画は今後の農政の基本方向を定めるものでございます。経済社会の行動や国民の意識、価値観の変化に対応した農政推進の指針として作成していきたい、このように考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようにお願い を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

八木会長 どうもありがとうございました。それでは、カメラはここでいったん退室をお願いします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は食料・農業・農村基本計画に関する答申でございます。

一昨年の12月9日に開催されました第6回食料・農業・農村政策審議会で諮問のありました食料・農業・農村基本計画の変更に関しましては、これまで企画部会において大変精力的なご議論をいただき、このたび企画部会としての結論を取りまとめられたということでございます。

それでは、これまでの審議状況について生源寺企画部会長からご報告をお願いします。

生源寺企画部会長 企画部会長の生源寺でございます。それでは、企画部会における食料・農業・農村基本計画の案の審議経過についてご報告を申し上げたいと思います。

一昨年の12月9日、基本計画変更の諮問を受けましてから企画部会では昨年の1月30日以降、合計29回にわたって議論を重ねてまいったわけでござい

ます。このうち、昨年の前半は亀井前大臣から現行基本計画からの課題であるとして示されました3つの重点課題、すなわち品目横断的政策への転換、担い手・農地制度の見直し、さらに農業環境・資源保全政策の確立、これらの3つのテーマを中心に議論を進めてまいりました。

この間の議論の状況につきましては中間的な論点整理として取りまとめ、 昨年8月10日のこの審議会にご報告申し上げたとおりでございます。

その後、昨年9月以降は、「食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」という基本計画の目的に沿って、食料自給率目標と政策展開の目標や指針、あるいは食の安全・安心の確保をはじめ、先ほど申し上げました亀井大臣によって指示されました3つの主要課題以外の諸施策について議論を進めるとともに、もう一方で、中間論点整理において今後詰めるべきだとされた主要課題の具体像等についても議論を深めてまいったわけでございます。

これらの議論を踏まえ、12月14日の第27回企画部会では新たな基本計画の構成の考え方についてご議論をいただき、本年に入ってからは1月28日の第28回企画部会において食料自給率向上のための施策について議論をしていただきました。

その後、2月10日の第29回企画部会以降3回にわたり、基本計画の案の取りまとめに向けて議論を行ってまいりました。その結果、先般、3月3日の第31回企画部会におきまして、企画部会といたしましては、基本計画の見直しについて、委員の発言を踏まえた微修正は行う可能性があるものの、同日の企画部会に提出された基本計画の案のとおり定めることが適当であるとの結論に達したところでございます。

以上が経緯でございます。基本計画の案の内容そのものにつきましては、 後ほど事務局よりご説明をいただくことになるかと思いますが、1年余りの 議論を顧みて若干の所感を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、第1でございますけれども、今回の基本計画の見直しはある意味では食料・農業・農村政策の体系を99年に制定された食料・農業・農村基本法に沿った体系に組み換えるための最終段階のプロセスと位置づけられるのではないかと考えております。亀井前大臣から2000年の基本計画からの課題であると指摘された点について、一定の方向を出すことができたと考えております。

現行の基本計画の中には「検討を行う」という表現のところが3か所あったと思いますけれども、今回の案の中ではこれらについても一定の方向が出されていると考えております。

それから、2番目でございますが、望ましい農業構造の確立に向けた議論の中で、担い手の概念あるいは定義、さらにその育成確保のあり方について大変多くの議論がなされたわけでございます。中でも経営安定対策については、さまざまなご議論をいただいたわけでございます。

こういった議論を踏まえながら、私は現在求められているのは、個別経営にしる、あるいはいわゆる集落営農といったような組織的な営農にせよ、とにかく現在の日本の地域の農業のポテンシャルをどこまで引き出すことができるのか。そのための運動をどこまで引き起こすことができるのか。このことが問われているのだろうと考えております。

したがいまして、経営安定対策を一つのテコとして、担い手政策あるいは 農地制度と相まってということで、政策当局、農業団体、そのほか関係の皆 さんが一丸となって、全力を尽くしていただきたい、こう考えている次第で ございます。

それから、3番目に食料自給率の目標についてでございますが、現行の基本計画で目標としている供給熱量ベースの自給率に加えまして、生産額ベースの自給率についても合わせて目標として設定するという案でございます。

また、自給率もさることながら、国内農業の食料供給力の確保、自給力と

言っていいかと思いますが、この点の重要性について記述していることも特徴的な点かと思います。これらは食料安全保障の問題を真剣に考える一方で、経済活動としての農業生産の水準といいますか、ボリュームを適切に評価することの重要性も踏まえたものでございます。一言で申し上げますと、これは私の印象でございますけれども、食料自給率に関する議論は一段と成熟したものになったと感じております。

4番目でございますけれども、各種施策を推進していくに当たりまして、 工程管理を適切に行っていくことを強調している点、これも今回の基本計画 (案)の特徴でございます。この手法が農政においてしっかりと定着し、施 策の計画的な推進が今後とも図られることを強く期待するものでございま す。

最後になりましたけれども、29回に及ぶ企画部会の審議におきましては、 企画部会員でございます各委員のご協力によりまして、大変有意義な議論を 行うことができた、こう考えております。先回の企画部会の場でも申し上げ ましたけれども、この場で改めて感謝の意を表したいと思います。

以上、甚だ簡単でございますが、審議の経過と若干の所感の表明に代えさせていただきたいと思います。

八木会長 ありがとうございました。それでは、続きまして基本計画 (案)について事務局から説明をお願いいたします。

今井企画評価課長 企画評価課長でございます。それでは、3月3日の 企画部会でご了承いただきました食料・農業・農村基本計画の案についてご 説明申し上げます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきたいと思います。計画全体の構成につきましては、基本法の規定に従いまして、第1に「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」、第2に「食料自給率の目標」、第3に「食料、農業及び農村に関して総合的かつ計画的に構ずべき施策」、第4に「食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」という項目立てにして、構成をいたしております。

続きまして、本文でございます。 2 ページが第 1 の「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」の部分でございます。今回は現行基本計画策定から 5 年経過した後の見直しでありますので、ここにおきましては現行計画策定後の情勢の変化を踏まえまして、 2 ページから 5 ページの部分が政策改革の必要性。 5 ページの下のところから 7 ページまでが改革に当たっての基本的な視点を記述いたしております。この部分につきましては、昨年 8 月の中間論点整理で一定の整理がなされておりましたので、それをベースに記述いたしております。

7ページの(4)の「環境保全を重視した施策の展開」の部分、(5)の「農業・農村における新たな動きを踏まえた「攻めの農政」の展開」の部分。ここは委員からの強い意見を反映して位置づけられたものでございます。

続きまして、8ページからが第2の「食料自給率の目標」についてでございます。ここにおきましては、まず現行基本計画の下での取り組みがこれまで十分な成果を上げていないことに対する検証を行っております。

共通する要因といたしまして、11ページの上の部分ですけれども、課題解決のための重点的なテーマですとか、具体的な手法が明示されていなかったことが、関係者の主体的かつ継続的な取り組みを喚起できなかった一つの要因であるという総括をしております。

この反省を踏まえまして、17ページの2の「食料自給率の目標の設定に当たっての基本的な考え方」ですけれども、真ん中あたりになりますが、一つは重点的に取り組むべき事項を明確化することにより、課題の解決に向けた関係者の具体的な行動を呼び起こしていくということ。もう1点は、これま

で十分とは言えなかった工程管理を適切に実施するとともに、毎年施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善に反映させていくということにいたしております。

17ページ下の(2)の「総合食料自給率の目標の示し方」につきましては、企画部会でもいろいろな議論があったところですけれども、引き続きカロリーベースでの目標設定を基本としつつも、野菜ですとか畜産物など、国内生産を適切に評価する観点から生産額ベースの自給率目標も合わせて設定するということにいたしました。

18ページの(3)の「具体的な食料自給率の目標の設定」につきましては、基本的には国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指すことが適当であるとしたうえで、計画期間内における実現可能性を考慮して設定することにしました。

そのうえで平成27年度における目標が実現した次の段階には、5割以上の供給熱量自給率の実現が見込まれるものとなるように、今回の計画期間からそのために必要な条件整備を進めるということにしております。

さらに19ページの(4)では食料安全保障の確保の観点からの食料供給力の要素であります農地・農業用水、担い手、農業技術等を確保していくことの重要性を記述しております。

20ページからが食料消費面、農業生産面のそれぞれごとに重点的に取り組むべき事項を整理いたしております。

21ページの(3)の「関係者の役割」というところですけれども、ここにおきましては適切な役割分担のもと、関係者が一体となって自給率向上のための工程管理を適切に実施するために、政府や関係者からなる協議会を設立し、計画的な取り組みを推進するということを明記いたしております。

具体的な自給率の目標値につきましては、32ページ、33ページに整理してございまして、32ページが品目別の自給率の目標、33ページがカロリーベースの自給率、生産額ベースの自給率、さらには主食用穀物、飼料を含む穀物全体の自給率、飼料自給率の目標値がここに整理されているということでございます。

続きまして、34ページからが第3の「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」の部分でございます。今回の基本計画では食料の安定供給、農業の持続的な発展、農村の進行の分野ごとに諸情勢の変化に的確に対応した施策の展開、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置いて記述を行っております。

新しい政策の方向付けに関連いたしましては、まず34ページの「食料の安定供給の確保に関する施策」の部分といたしましては、34ページの「食の安全及び消費者の信頼の確保」の部分、飛びまして36ページの(2)の「望ましい食生活の実現に向けた食育の推進」のところで、「関係者と連携した国民運動としての食育活動の推進」、37ページの上のところでそのための「フードガイドの策定と活用」、37ページの下の部分の「地産地消の推進」、こういったところが新しい政策の方向付けの部分になっております。

39ページからが「農業の持続的な発展に関する施策」の部分でございまして、39ページの(1)の「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成確保」のアの「担い手の明確化と支援の集中化・重点化」、次のページのイの「集落を基礎とした営農組織の育成・法人化の推進」の部分、41ページの(3)の「農地の有効利用の促進」の部分、43ページの(4)の「経営安定対策の確立」、アの「品目横断的政策への転換」、こういった部分が中間論点整理までに集中的に議論を行った分野に対する政策の方向付けになってございます。

さらに、47ページの(8)の「自然循環機能の維持増進」のアの「環境規範の実践と先進的取組への支援」、次のページの「農村の振興に関する施策」の(1)の「地域資源の保全管理政策の構築」のアの「農地・農業用水

等の資源の保全管理施策の構築」といったところが、これも重点課題に対応 した部分の方向づけになってございます。

さらに51ページの真ん中から下の部分ですけれども、ここにおきましては「団体の再編整備に関する施策」といたしまして、担い手育成窓口の一元化ですとか、農協と森林組合、漁協の事業の共同実施など、企画部会でのご意見に基づく方向づけが行われております。

52ページからが第4の「食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」の部分でございまして、この点、企画部会でいろいろご指摘がございましたけれども、1の「政府一体となった施策の推進」、2の「施策の工程管理と評価」といった部分につきましては、今回の基本計画で新しく位置づけた項目でございまして、先ほど生源寺部会長からもお話がございましたけれども、今回の基本計画の一つの特色を成す点になっているというふうに考えております。

駆け足でしたけれども、以上、基本計画の概要についてのご説明とさせていただきます。

八木会長 ありがとうございました。それでは、ただいま説明をいただきました案についてご意見をいただきたいと存じます。どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。

宮田委員、どうぞ。

宮田委員 JA全中の宮田です。ただいま説明がありました案につきましては、先日送っていただきまして、私もよく読ませていただきましたけれども、内容的には私どもの考え方といいますか、そういったものが多く反映されておりまして、今日まで先ほどもお話がありましたが、かなりの回数の企画部会での議論の中でこういったことをまとめられましたことをまず企画部会長さんをはじめ、委員の皆様に心からこの労に対しての敬意を表したいと思っております。

中身でありますけれども、この新たな基本計画の案の中では自給率の向上をはじめとして、政府が工程管理を行うということを盛り込んであるわけでありますから、いずれにしても今後、早急なこれに則った具体策が示されることを強く期待いたしたいと思っておりますし、さらにまたとりわけ多くの論議がありました担い手対策につきまして、集落を基礎とした営農組織の育成と法人化について、地域の実情を十分に勘案するということがこの中に示されているわけでありまして、地域の農業者が今後十分納得し得るような新たな経営所得安定対策の仕組みづくりを行っていただいて、農業関係あるいはまた地域資源等の保全対策のパッケージの仕組みとして、具体化する必要があると思っております。

それから、この基本計画はこれから順次3月の閣議決定ということで進んでいくわけでありますけれども、特に自給率の向上等々、中でも生産者の段階のみではなく、食料消費の在り方あるいはまた食育を含めて、単に農林水産省の分野だけでは解決できない面もあるわけでありますから、そのような幅広い面もあるわけでありますので、この日本全体、いわゆる内閣を挙げて取り組むということ、そういったことを強く望んでいるわけでございます。

また、もう一つは何と言っても施策の充実、やはり実現は予算の措置を万全を期するということが大事でございますので、そういったことがぜひ必要であるわけでありますので、強く望んでおきたいと思っております。

最後でありますが、この中でも今回、このように新たな基本計画の案が示され、案が一つの成案となって具体化するわけでありますけれども、これは我々農業団体、JAといたしましても単に政府が行うというだけでなく、我々生産者の団体としてもこれをきちっとやっていく意識は十分持っているつもりでいるつもりでございます。また、我々としましても消費者関係団体などと積極的に連携を図りまして、農政改革を自らの責任でやっていくという意識の中に立って我々も協力し、また取り組んでいきたいと思っていま

す。最後そういったことを申し上げまして意見とさせていただきたいと思います。

八木会長 甲斐委員、どうぞ。

甲斐委員 企画部会におかれましては29回に及ぶ慎重な審議をされて、 立派な基本計画をつくられたことに対して、まずは敬意を表したいと思いま す。3点ほど感想を述べさせていただきたいと思います。

まず、第1点は本日示された基本計画の中の基本方針、それぞれ単独では 非常に重要な項目が多くあるわけですけれども、それぞれを比較してみる と、例えば矛盾する場合もあるのではないかと思われます。例えば効率的な 農業を展開するということと、地産地消を推進する。それからまた、効率的 な農業を展開するということと環境保全を展開することとは時として矛盾す るのではないかと思いますが、それぞれの重要な項目間の相互の調整をいか に図るかということが重要ではないかと思われます。

第2点目は、今回は非常に環境保全を重視した施策を展開することが非常に重要なことだと思います。ところが、すでに例えば有機農産物の生産だとか、エコファーマーとか特別栽培とか、すでに環境に配慮した生産を行っているところがあるのですが、これは必ずしもうまくいっているとは思いませんけれども、すでにある政策と新たに加える環境政策との新旧の政策の調整も図っていただきたいと思っております。

それから、細かなことですが、例えば24ページの第4表「平成27年度における望ましい食料消費の姿」についてですが、牛肉を見ると将来は伸びていく。ところが、豚肉、鶏肉は減少するということになっているわけですが、BSEを経験した先進国の経験から照らすと、牛肉が減って豚肉とか鶏肉が増えていくパターンになっているんですけれども、日本の場合はこの逆パターンになっていますので、これは少し特異かなと思っております。これをどういうふうにしていくのか、非常に重要ではないかと思っております。

以上、3点感想を申し上げました。

八木会長 ほかにございませんでしょうか。 斎藤委員。

斎藤専門委員 斎藤です。大変よくまとまった計画だと思っております。ただ、私も2点ほどご質問したいと思っております。

一つは地方分権との関係でございます。特にこれから大きな環境政策を展開しようとすると、もうすでに先進的にも地域レベルでいろいろな合意を得ながら展開しているわけでございまして、それとの関係でございますが、この説明によりますと国のやるべき事柄がどの程度のことである。どういう関係をつくっていくか。ここの表現でいくと47ページに環境規範との実践うんぬんで最低限取り組むべき規範を策定する。この最低限という範囲、これから実はこの種の問題はずいぶん出てくると思いますが、これが非常に見えにくいわけでございます。

こういう問題はもう一つ、施策を見たときに、農水省も環境省やあるいは 経済産業省など連携がずいぶん出てくると思います。地方になればより統合 的に商工が一体化したような産業政策が遂行される可能性が高いわけでござ いますが、そういう地方分権との関係はどうやって考えたらいいのか。これ も総合的政策の中でどう位置づけたらいいのかということについてどうも明 示がないようでございます。この辺のところをぜひ伺いたいと思っておりま す。

それともう1点でございますが、これは経営構造、今回も資料は出ておりますが、経営構造につきましてはかなり細かな計算をして、土地利用型等ですね、だいぶん分けながら説明をしておりました。しかし、一方では経営は多角化経営を推進するような表現がずいぶんございます。例えば経営発展に向けた多様な取組の推進というところで、多様な経営発展の可能性を説明されているわけでございますが、単純な生産経営でもつのか。アグリビジネス

経営をどこまで展開できるのかという、その辺の説明が弱かったような気がします。もっと踏み込んだものがあったのではないかという感じがいたします。以上の2点だけでございます。

八木会長 三野委員、どうぞ。

三野委員 企画部会長の生源寺委員長並びに委員の皆さんの大変なご努力に敬意を表したいと思います。

農地や農業用水などの農村地域の資源を扱う農業工学、農村工学という観点から少し意見を述べさせていただきたいと思います。

これは特に後半、中間論点整理以降、大変議論されたところだと思うのですが、今回の基本計画では農地と水という農業生産を行うための基礎的資源を食料供給力を支える重要な要素と位置付けまして、良好な営農条件を備えた農地と農業用水の確保と有効利用により、我が国の食料供給力の強化を図るということを特に評価したいと思っております。

さらに、農地・農業用水などの食料の安定供給と多面的機能の基礎となる 社会共通資本と農地・農業用水を位置づけておりまして、その保全管理を図って良好な状態で将来に継承していくことの重要性というのが農村振興に関する施策において、特に強調されていることは極めて重要ではないかと思います。

これまでの農地・農業用水の整備により、良好なストックが形成されておりまして、今後このストックの保全管理や更新整備施策に重点を移していくことが必要でありますが、今回の基本計画では農地・農業用水について、農業施策と農村地域施策の両面からアプローチしていく方向が非常に明確に示された点、これは高く評価したいと思います。

なお、最後にその遂行に当たりまして、農業・農村の実情、それから資源保全の実態は地域ごとに全く多種多様でございまして、全国一律にカバーする政策スキームづくりは大変難しいものがあると思います。17年度から着手されます調査において、地域の実態を可能な限り掌握して、地域の主体性の発揮と資源保全についての国民的な理解醸成に留意しながら施策を進めていくことを強く望みたいと思います。以上です。

八木会長 それでは、先ほどの斎藤委員からの質問について、事務局の ほうからございますでしょうか。

今井企画評価課長 地方分権のご質問がございましたが、考え方といたしましては6ページの(3)のところの「農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進」というところで、民間にできることは民間に、地方にできることは地方に、という考え方に基づいてやっていくのだという方針はここに示しております。

そこのポイントは地方と国の役割分担を明確にしていくということだと思いますけれども、それは抽象的に役割分担をしていくということではなくて、この中でも先ほどちょっと触れましたけれども、例えば自給率の工程管理におきましても協議会を設立いたしまして、その中で具体的な取組目標が明らかになるようなものとして工程管理をしていくということですので、その中で明確な役割分担がしていけるのではないかと考えております。私からは以上です。

八木会長 生産局。

皆川生産局審議官 まず1点、牛肉の消費についてのお話でございますが、牛肉につきましてはご案内のとおりBSEというのは平成13年に発生をしまして、それまで堅調に伸びてきた需要が非常に著しく下落したという状況がございました。

ここの表に載っております平成15年度というのも、かなり牛肉消費自体はまだ回復の直中という状況でございまして、今までの平成13年前のかなり高い水準に徐々に戻っていくであろうというような見込みとして立ててございまして、ことさらに牛肉が1人グッと伸びてということではなくて、かつて

の水準に徐々に回復してくるという形の見込みをしているということでございます。

それから、環境保全型の農業につきましてお尋ねがございましたけれども、これにつきましてはかつてからエコファーマーの問題等々やっておりまして、それは47ページの中でも持続性の高い農業生産方式の導入支援等を引き続き行うというふうに書いてございますし、今後、新たな施策との間の調整というのは、新しい政策を打ち立てる際に、当然に今までの既存施策との間の関係というものの調整も的確に図っていくということかと思います。

八木会長 経営局のほうは特にないですか。

須賀田経営局長 経営の多角化の問題でございます。おっしゃるとおり今後の農業経営を考えますと、いかに労働力を有効に使い、所得を経営として上げていくかということが重要な視点でございます。いわゆる経営の価値をどれだけ高めていくかということは、当然のことながらアグリビジネスといった多角化、付加価値化を目指すべきということでございます。この記述としては若干弱いわけでございますが、そのようなことがこの44ページの(5)のアの2行目の農産物の加工直売との経営の多角化うんぬんといったようなところ、あるいはその下の農業と食品産業との連携の促進という形で、いかに消費者に届くまでの付加価値の増進を図り、それに農業経営として進出していくかという点の重要性を記述したつもりでございます。

八木会長 農村振興局。

川村農村振興局長 三野委員から農地・農業用水の問題でご指摘をいただきました。私どももこの問題が非常に重要なテーマであるということで、この点につきましては委員からご指摘がございましたとおり、そういう認識のもとに今後取り組んでいきたいと思っております。特に、既存の膨大なストックの活用をどうしていくかということもございます。

それから、今後、新たな施策として打ち出します保全対策につきまして、17年、18年は調査を実施しますが、全国400か所ということで、これを全国網羅する形で、その地域の実情を十分踏まえた形で新しい施策を展開するためのデータなり実態を調査する。まさに農村の抱える課題等も地域によって非常にバラエティがございますので、そういうものを踏まえたうえで、全国画一的ということではなくて、十分そういった実態を踏まえた対策をとれるように工夫をしてまいりたいと思っているところでございます。

八木会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。 森野委員、どうぞ。

森野委員 こういう基本計画の文言というのは多少網羅的になってしまうのかと思いますが、今後、これをもとに単に農林水産省だけではなくて、閣議決定した政府全体で取り組んでいくという、ましてや国民運動として取り上げていく場合に2つ申し上げたいと思います。結論は同じことなんですが、要するに対象限定とせず、広く国民にもっとわかりやすくこの内容を伝えていただきたい。これが結論です。

そのために1点は、この基本計画の中では主な関係主体が行政と生産者、流通、それから消費者という形になっていますが、例えば朝コーヒーを飲んでトーストをちょっとかみながら通勤していて、昼はコンビニ弁当を食べているサラリーマンとか、ジャンクフードばかり食べているフリーターのお兄ちゃんとか、そういった人にもこういったものがきちっと食生活をまず改善することが重要なのだということを、わかりやすく伝えていくという簡明さが必要かなと思います。

それから、例えば掛川の新村市長がよく言うのですが、日本人はお茶を飲んで御飯を食べる。そうすると日本人らしい生活ができるというか、意識も変わるというようなことをよくおっしゃいます。そういうわかりやすい表現、それをぜひ工夫していただきたいと思います。

それから、この議論の中で19ページのところで食べ残しなどの問題につい

て、あえて食料資源の有効利用と環境への負荷の低減に加えて、社会経済の全体のコストの低減ということを書き加えていただいたのですが、もう少し平たく言うと、食べ残しあるいはコンビニ弁当の時間が来て捨ててしまうようなものがあると、結局それが都市部ではカラスを増やすとか、あるいはホームレスをますます増やしていくとか、そういう意味で社会全体に負の効果がある。そういうようなことを申し上げたいわけで、これはもちろん食料の問題をめぐる基本計画ではありますが、ぜひすべての国民に対してどういうふうにこの計画は意味があるのかということを、これからこの計画に基づいて施策を推進するに当たって心がけていただきたいと思います。以上です。

八木会長 山本委員、どうぞ。

山本委員 報告書(案)を読ませていただきまして、大変複雑な問題をよく整理されており、部会長以下、企画部会の皆様に敬意を表したいと感じました。

1点だけ、消費者政策の観点からも読ませていただきまして、この観点からもきめ細かい検討がされており、大変参考になったのですが、1か所、36ページの真ん中あたりにコンプライアンスの関係で行動規範の策定ということが記載されております。モダンなコンシューマーポリシーの水準からいうと、行動規範というのは単に法令遵守だけのために行うのではなくて、法令の上乗せ、横出しをも目的とし、攻めの農政、攻めの経営を通じて消費者の信頼を確保していくというコンテクストでの記述ではないかと思われますので、そこのところがもうちょっとあれば、より良かったかと思います。

そして、トレーサビリティなどの記述におきましても、牛肉については35ページのところでございますように、牛肉は法令で制度を導入し、守っていただく。しかし、それ以外についても自主的に導入できるところは導入して、消費者の信頼を獲得していくと述べられています。行動規範の記述も多分そういう趣旨だと思われますので、そのような趣旨に理解させていただきたいというコメントでございます。

八木会長 ほかにありませんでしょうか。

それでは、これをもちまして基本計画について審議を終えたいと思います。

基本計画の変更について、当審議会として答申することになりますけれど も、私のほうで用意しました答申案をお配りしたいと思います。

(事務局より「答申案」を配布)

八木会長 食料・農業・農村基本計画については、別紙のとおり定める ことが適当であるということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木会長 ありがとうございます。

なお、閣議決定までの情勢の変化に伴い、若干の文言の修正が必要となった場合に、会長一任ということにさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らわせていただきます。

また、先ほどお配りした答申案を当審議会の決定とし、答申を農林水産大 臣に提出させていただきたいと思います。

(事務局が八木会長から決裁をいただき、「答申書」を八木会長に 渡す)

八木会長

農林水産大臣 島村宜伸殿

食料・農業・農村政策審議会会長 八木宏典

食料・農業・農村基本計画の変更の諮問に対する答申について

平成15年12月9日付け15企第35号をもって諮問のあった食料・農業・農村 基本計画の変更について、下記のとおり答申する。

記

食料・農業・農村基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である。

島村大臣 農林水産大臣の島村宜伸でございます。ただいまご答申をいただきまして、心から厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、1年以上の長期にわたり、数多い会合を 持たれ、熱心なご議論をいただきましたことに対し、心から御礼を申し上げ ます。

農林水産省といたしましては、食料・農業・農村基本計画に基づき、各般の政策改革を実行し、実りある成果を挙げられるよう、総力を挙げて取り組んでまいります。その際、食料・農業・農村に関するものは国民生活に密接に係わる政策分野でありますので、政策の推進に当たっては国民の理解と支持を得ることに十分に意を尽くしてまいります。

委員の皆様方の今後の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、お礼のご あいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

八木会長 どうもありがとうございました。最後に事務局から何か連絡 事項はございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。